

11月の税務カレンダー

- ☆平成29年9月決算法人の確定申告
- ☆3月決算法人の中間申告(法人・消費)
- ☆所得税の予定納税額の減額承認申請・・・11月15日
- ☆10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
・・・11月10日までに納付

【税務耳より情報】

＜源泉所得税の調査が増えています！＞

個人へ支払う対価で源泉徴収の対象となる報酬・料金等は、所得税法204条1項に定められております。(1)原稿料や講演料、デザイン料等、(2)弁護士や司法書士、税理士など特定の資格を持つ人に支払う報酬、(3)社会保険診療報酬支払基金法の規定により支払われる診療報酬、(4)プロスポーツ選手やモデル、外交員などに支払う報酬、(5)芸能人や芸能プロダクション等を営む個人に支払う報酬、(6)宴会等において、接待等を行うことを業務とするホステスや、バーやキャバレーなどに勤めるホステスに支払う報酬、(7)契約金など、役務の提供を約することにより一時に支払う報酬、(8)広告宣伝のための賞金、馬主に支払う競馬の賞金、これらのいずれかに該当する報酬・料金であれば、所得税の源泉徴収をする必要があります。

源泉徴収税額 報酬・料金等の金額×10.21%

《ちょっとランチタイム》

今月のランチご紹介は、スープカレーのおにっこさん(熊谷市広瀬 390-8 電話 048-598-8886)です。ひろせ野鳥の森駅出口から徒歩14分。駐車場もあります。辛さが選べ、具材も豊富です。おすすめは、チキンカレーです。(写真は、野菜カレー(-)v)基本のカレーを選んで、チキンをトッピングしてもOKです。辛さを「5」でオーダーしたら、食べてる途中に汗がいっぱい！

これから冬本番の季節。体をホットなカレーで温めてみては、いかがですか。



《社労士法人よりお知らせ》

過重労働解消キャンペーン期間です

埼玉県内労働基準監督署が、平成28年4月から平成29年3月までに565事業場に対して実施した、埼玉県内の労働基準監督署による監督指導実施結果が発表されました。

この監督指導は、月80時間を超える時間外・休日労働が行われた疑いのある事業場や、長時間労働による過労死等に関する労災請求があった事業場を対象としています。

対象となった565事業場のうち、263事業場(46.5%)で違法な時間外労働を確認しています。主な違反は、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数月80時間を超えるものでした。月150時間を超える事業場も21ありました。

時間外労働が多いと、脳・心臓疾患、労災事故や、過労死にもつながります。

適性な労働時間を把握し、過重労働をなくすよう、会社として対策をしてください。

強い血管を作る運動習慣

協会けんぽのホームページに、10月は強い血管を作る運動習慣と掲載されていました。「食欲の秋」でもありますが、「スポーツの秋」でもあります。スポーツする時間がなかなか取れない、何から始めたらいいかわからない方には、ウォーキングをお勧めします。

20歳～64歳の目標歩数 男性9,000歩、女性8,500歩

65歳以上の目標歩数 男性7,000歩、女性6,000歩

まずは、自分が普段どのくらい歩いているのか歩数計(今は携帯アプリもあります)で確認し、朝夕、昼休みなどに歩く、あるいは車で買い物に行く際には、遠い駐車場に停めて歩くなど、少しでも長く歩いてみてはいかがでしょうか？

＜学習会と望年会のお知らせ＞

今年も残り2カ月となりました。恒例の学習会&望年会を下記の日程で企画いたしました。楽しいクイズや賞品をご用意しております。皆様のご参加をお待ちしております。

日時 平成29年12月1日(金) 17:30～20:00

場所 埼玉グランドホテル 深谷 2階 プラナスの間

会費 おひとり様 5,000円(ぐる～ぷ1会員様 4,000円)

第1部 学習会 「消費税増税とインボイス導入について」
「社会保険についての現状」

第2部 望年会